

乳幼児教育保育の質の向上に関する懇談会開催要綱

(目的)

第1条 幼児教育・保育の一体的な質の向上に向けた取組を推進するに当たり、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、乳幼児教育保育の質の向上に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 懇談会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 幼児教育・保育に係る調査・研究に関すること。
- (2) 幼児教育・保育に係る総合調整に関すること。
- (3) 幼児教育・保育に係る情報提供・啓発活動に関すること。
- (4) 幼稚園教諭・保育士等の人材育成に関すること。
- (5) 乳幼児教育保育アドバイザーの育成・派遣に関すること。

(組織)

第3条

- (1) 懇談会の構成は次のとおりとし、学識経験者から1名を座長とする。なお、本懇談会は必要に応じ、次以外の関係者の協力を得ることができる。
 - ① 学識経験者
 - ② 教育関係者
 - ③ 幼児教育・保育に係る関係団体代表者
- (2) 懇談会の事務局は次のとおりとする。
 - ① こども未来局幼保企画課
 - ② 教育委員会事務局総務部教育企画課
 - ③ 教育委員会事務局学校教育部指導第一課
 - ④ 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課
 - ⑤ 教育委員会教育センター

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局との連携の下、こども未来局幼保企画課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会開催要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 乳幼児教育保育推進体制の充実・活用強化に関する懇談会開催要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。